

近代越後平野における割地制村落の民俗学的研究

新潟大学現代社会文化研究科

氏名 山田 祐紀

本論文は、近代越後平野のムラにおける割地慣行の展開を分析し、水害地帯でのくらしの営み、特に生業のあり方が、人びとの意識や価値観に影響を与えていたことを論じたものである。

ムラの土地を共同管理し、これを構成員それぞれの権利持ち分に応じ分割して耕作地を定め、一定年ごとにこの耕作地を交換する割地慣行は、本論文で取り上げる新潟県をはじめ、地理的・文化的にも単純には比較することのできない国内各地域で実施されていた。この慣行は、明治6（1873）年の地租改正を契機に各地で廃止へと動き始め、大半のムラは表向きにはこれを受け入れたが、密かに存続させ続けた場合もあった。その後、土地改良事業の進展に伴って、存続した割地慣行も名実ともに廃止されていった。

従来の割地慣行の研究では、関連する権利や石高・面積等の分析から、この慣行が備える均分・公平な性質を解明してきたものなどが多くあるが、こうした性質が現実の地表面にどのように反映されるかについては関心が払われず、慣行を実際の土地と結びつけて理解する上で大きな課題であった。また水害地帯は割地慣行の起源や存続する要因として示唆されながらも、こうした地域間における割地慣行の実態や、これをめぐる動向の丁寧な比較検討はなされてこなかった。

本論文はこうした研究状況に鑑み、かつて潟縁と川欠地という水害常襲地帯にあったムラにおいて、水田畦畔の形態から災害と割地慣行の関連を分析し、そしてこの慣行と関わる権利である「軒前」がムラ社会全体に及ぼす影響について検証したものである。

序章では研究史の整理に基づき、上述した本論の目的と課題、方法について述べた。

第I部第一章では、蒲原平野の潟縁に位置したムラにおいて、冠水地帯における割地慣行の実態を明らかにした。度重なる潟からの水害に苦しんだムラでは、低湿地という環境への対応の一つとして割地慣行を実施していた。地租改正以降解消に力が注がれてきたこの慣行を、このムラでは密かに実施し続けることに成功していた。さらにこの慣行と関わる権利である軒前は村落運営の軸となり、社会生活のさまざまな局面に表出する権利概念として機能していた。

またこのムラにおける割地慣行の方法には、低湿地特有の水田畦畔のあり方が大きく影響していた。つまり、外から内に向かって泥土畦畔、植物畦畔、サカイヤナギの順に入れ子構造を成し、それぞれが割域、軒前耕地、一人分の耕作地を区分していた。低湿地における畦畔は、一般的な泥土畦畔に加えて様々な種類や用途、特徴があったが、人びとはこれらを使い分けることで慣行下での耕作を可能にしていた。

続く第二章では、第一章で取り上げたムラが昭和期の耕地整理事業における換地選定に

直面した際に、割地慣行とこれに関わる権利を基準として採用した経緯を探ることを通じて、農地の私的所有を前提とした土地利用の調整が、割地慣行を実施するムラにおいていかにして図られたのかを明らかにしようと試みた。このムラは潟縁という土地条件から、割地慣行によって耕地の復旧を、その権利である軒前を担保に生活の保証を期待していたために、潜在的に割替を可能にしておく必要があった。それゆえムラとしての統一性を保持しながら、近代的土地所有制を自身の生活や生産に打撃を与えない形で受け止めるために、圃場整備や換地選定に割地慣行や軒前を援用していたのである。そして生産環境の変化・改善によって個別での耕地の所有・耕作が可能となったことで、ムラにとって保証や安定剤として機能していた割地慣行や軒前は次第に不要となった。こうした経緯はひとえに、遠藤の人びとは新たにもたらされた近代的土地所有制よりも、従来ムラで使用してきた割地慣行や軒前の方が信頼足り得ると判断したことに拠っていた。

第Ⅱ部第一章では、かつて河川からの洪水被害の下で生活を営んだ二つのムラを舞台に、川欠地の割地慣行の実態を捉えようとした。信濃川からの度重なる水害に直面した両ムラでも、周辺環境への対応の一つとして割地慣行が行われていた。この慣行をめぐる両ムラでは、慣行の廃止と存続の間で揺れ動いたり、一貫して慣行を存続する意向を示したりと、それぞれ異なる論理の下で動向を展開していた。またこの慣行と関わる鋤前や軒前は、第一部で取り上げたムラと同様に社会生活に影響する権利概念として機能していたが、その機能範囲はムラごとに少しずつ異なっていた。この川欠地のムラにおける割地慣行の方法は、泥土の畦畔に大きく依拠していた。素材は一般的な乾田地帯の畦畔と同じだが、その形態は外から内に向かって、小字を大きく囲むもの、鋤前耕地となる「一筆」を囲むもの、一人分の耕作地という順で入れ子構造となっていた。

第二章では、前章で取り上げた二つのムラにおける一連の土地改良事業を分析した。その中では、かつてムラを支えた「共有性」を否定する形でムラがその存続戦略として割地慣行の廃止へと乗り出していったことや、圃場整備を経て残された土地を改めてムラの「共有地」として再定義してゆく過程にはかつての割地慣行を基軸とした規範と新たな近代的土地所有制概念を中和する折衷点として機能させる意図があったことを明らかにした。

終章では、本論で取り上げた潟縁と川欠地のムラにおける割地慣行をめぐる事例を、水田畦畔と軒前の類型化から整理した。そして一つの慣行をめぐる見られる地域間の相違を理解する手段のひとつとして、本論ではムラの地理的条件を重要な指標として設定した。つまり、冠水が常態化した潟縁に位置するムラと、河川付近の川中島や川欠地に位置するムラは、水害常襲地帯でありかつ割地慣行という共通性が存在した地域として同一に括れるものの、随所に表れる相違は、本来“不安定な土地”を持つムラとして、あるいはそこに住まう人びととして、備え持つ土地に対する意識や価値観が異なることに起因すると考えた。本論の事例からは、割地慣行の方法や存続、終焉への過程に至るまでも含めて、水害地帯でのくらしの営み、特に生業のあり方が、ムラごとの文脈の中で人びとの意識や価値観に影響を与えていたことを見出せると結論付けた。